

## 東松山市税条例の改正概要

【平成29年6月】

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）が制定され、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部が改正されたことに伴い、東松山市税条例が改正されました。

### 1 地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）の導入

地方税の特例措置について、国が一律に定めていた内容を地方自治体が自主的に判断し、条例で決定できるようにする仕組みを導入しました（地方自治体が課税標準の軽減の程度を法律で定める上限、下限の範囲内において条例で決定できるようにしました。）。

- (1) 家庭的保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋及び償却資産  
（課税標準の軽減率：2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内において条例で定める割合）  
※条例で定める割合は、3分の1としました。
- (2) 居宅訪問型保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋及び償却資産  
（課税標準の軽減率：2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内において条例で定める割合）  
※条例で定める割合は、3分の1としました。
- (3) 事業所内保育事業の認可を得た者が直接当該事業（定員5人以下）の用に供する家屋及び償却資産  
（課税標準の軽減率：2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内において条例で定める割合）  
※条例で定める割合は、3分の1としました。  
【施行日：平成29年6月27日】
- (4) 特定事業所内保育施設の用に供する固定資産  
（課税標準の軽減率：2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内において条例で定める割合）  
※条例で定める割合は、3分の1としました。  
【施行日：平成29年6月27日】
- (5) 市民緑地の用に供する土地  
（課税標準の軽減率：3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内において条例で定める割合）

※条例で定める割合は、3分の2としました。

**【施行日：平成29年6月15日】**